OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	Gallia　56号　大阪大学フランス語フランス文学会会則
Author(s)	
Citation	Gallia. 2017, 56, p. 134-134
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69841
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

大阪大学フランス語フランス文学会会則

第１条　本会は大阪大学フランス語フランス文学会と称する。
第２条　本会は会員のフランス語フランス文学に関する研究を促進し、その研究成果の普及をはかり、広くフランス語フランス文学研究の進展に寄与することを目的とする。
第３条　本会は前条の目的を達するため、機関誌 *GALLIA* の発行、研究会・講演会の開催、その他の事業を行う。
第４条　本会の会員は次の４種とする。
１．普通会員　大阪大学フランス語フランス文学関係の現教員・元教員・大学院学生、およびフランス語フランス文学の研究に従事している学部卒業生・大学院修了者で、所定の会費を納めるもの。
２．学生会員　大阪大学文学部フランス文学専攻の学生・研究生・聴講生で、所定の会費を納めるもの。
３．賛助会員　上記１、２以外のもので、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めるもの。
４．名誉会員　本会に特に貢献し、総会の推薦を受けたもの。名誉会員は会費の納入を要しない。
第５条　会員は機関誌の配布を受ける。また会員は機関誌に投稿することができる。投稿論文は第９条に定める役員会の議を経て掲載される。
第６条　本会に総会をおく。定例総会は年１回会長がこれを召集し、役員人事・事業方針などの重要事項を決定する。会長は必要と認めた場合には臨時総会を召集することができる。総会での議決は出席者の多数決による。
第７条　本会に次の役員をおく。
１．会　長　１名　会長は本会を代表し、会務を総括する。
２．幹　事　２名　幹事は会長を補佐し、必要に応じ会長の任務を代行する。
３．委　員　６名　委員は本会の行う事業の実務に当たる。
４．監　査　２名　監査は会計の監査を行う。
第８条　役員の選出方法および任期は次のように定める。
１．会　長　大阪大学文学部フランス文学講座の主任教授とする。
２．幹　事　普通会員より総会において選出する。任期は１年とする。ただし重任を妨げない。
３．委　員　普通会員のうち、大学院学生より３名、その他より３名を総会において選出する。任期は１年とする。ただし重任を妨げない。
４．監　査　会員より総会において選出する。任期は１年とする。ただし重任を妨げない。
第９条　本会に役員会をおく。役員会は会長・幹事・委員をもって構成し、総会の決定に従い、機関誌の編集その他本会の事業を審議執行する。
第10条　本会の経費は会員の会費・寄付、その他の収入による。会費は付則に定めるところによる。
第11条　本会の会計年度は毎年４月より翌年３月までとし、年度末に会計報告を行う。
第12条　本会の事務所は大阪大学文学部フランス文学研究室内におく。

（2006年３月４日改定）

付　則　１　本会則は1968年４月１日より発行する。
付　則　２　会費は2007年度分より次のように定める。
１．普通会員のうち、大学院修士課程在学者は年額3000円、その他はすべて年額5000円とする。
２．学生会員は年額1000円とする。
３．賛助会員は年額1000円とする。
４．2006年度までの会費は従来通り、普通会員のうち大学院修士課程在学者は月額300円、その他はすべて月額500円、学生会員は月額100円、賛助会員は年額1000円とする。
付　則　３　本会則の変更は総会の決議による。